

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号
TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

人事異動 栄転もあれば左遷もある人事異動。大手食品メーカー・グループ企業社長の山本実之氏が「衆知」に書いています。立命館アジア太平洋大学学長の出口治明氏は日本生命で社長候補だった頃、英国勤務時に国際化の必要性を社長に直談判したところ、意見が割れて子会社に出向となった。山本氏がそのショックをどう乗り越えたかと質問したところ、「会社員の異動は、社長への就任以外は全部左遷ですよ。結局、多くは社長になれないですから、気にすることはありません。人生は仕事だけではない、たかが仕事なんです。家族や自分の時間も大切。なれる可能性のわずかな社長をひたすら目指すのは愚かなことです」と。

ヒントヒント

税務 ミニガイド

国税庁によると令和2年分における相続税の被相続人数（死亡者数）は約137万人（対前年比99.4%）で、そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は約12万人（対前年比104.4%）でした。課税割合は、8.8%となっています。申告税額の総額は約2兆915億円でした。



準確定申告

□納税者が死亡したときの確定申告

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得に対する税額を算出し、翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告をして、納税をすることになっています。

しかし、年の中途で死亡した人が、その死亡した年分の所得税について確定申告をしなければならない人である場合や確定申告をしなければならない人が、翌年の3月15日（確定申告期限）までに確定申告書を提出しないで死亡した場合には、相続人が確定申告と納税をしなければならないこととされており、これを準確定申告といいます。

□還付申告

年の中途で死亡した人が、その死亡した年分の所得税について還付を受けるための確定申告をすることができる人である場合や還付を受けるための確定申告をすることができる人が、翌年の1月1日以後に還付を受けるための確定申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人が確定申告（還付申告）をすることができます。

□準確定申告の申告期限と提出先等

準確定申告は、相続人が相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に行う必要があり、また納税額がある場合には、4か月以内に納税をしなければなりません。

準確定申告書の提出先は、被相続人の死亡当時の納税地の所轄税務署長となり、相続人の納税地の所轄税務署長ではありません。

なお、相続人が複数いる場合には、原則として、各相続人が連署により準確定申告書を提出することになりますが、各人が別々に提出することもできます。

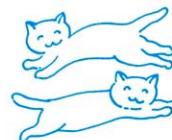
□所得控除の適用

準確定申告における所得控除の適用については、次の点に注意する必要があります。

①医療費控除は、死亡の日までに被相続人が支

話のタネ

○江戸庶民の日常食はおかずが少なく粗末でした。「江戸前饅」などの固定店舗の料理は高嶺の花で、庶民は安い辻売り、屋台が主でした。蕎麦や餃子も屋台。上方の大都市も同様。火事を警戒し、火と油を使う天麩羅は固定店舗ではできない。そこで、広小路に十六文の蕎麦の屋台と一緒に四文の天麩羅の屋台が店を並べた。これを同時に食べたのが「天麩羅蕎麦」です。



払った医療費が対象となります。

死亡後に相続人が支払ったものを被相続人の準確定申告において医療費控除の対象に含めることはできません。

②社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除等の対象は、死亡の日までに被相続人が支払った保険料等の額となります。

③配偶者控除や扶養控除等の適用に際して、親族関係の判定や親族等の合計所得金額の見積りについては、死亡の日の現況により行います。

□申告書付表

準確定申告書を提出する際には、確定申告書付表（兼相続人の代表者指定届出書）を添付することになります。

申告書付表には、各相続人の氏名、住所、被相続人ととの続柄や各相続人の納税額・還付額などを記載します。

相続人が複数いる場合には、その中から死亡した人の国税に関する書類を代表して受領する人を指定することができますとされており、申告書付表は、相続人の代表者指定届出書を兼ねています。

なお、相続人が1人の場合には、申告書付表の提出を省略することができます

副業・兼業から生ずる所得の扱い

副業・兼業の所得が、事業所得に該当するのか、雑所得になるのか迷うところです。

①基本的な考え方

事業所得及び雑所得の金額は、どちらも総収入額から必要経費を控除した金額とされていて、基本的な計算構造が同じです。両者には、必要経費の参入時期や範囲など、次のような相違点があり、その結果、最終的に納付すべき税額が大きく異なります。

②事業所得と雑所得の主な取扱いの相違点

事業所得と雑所得の主な取扱いの相違点については、資産損失、貸倒損失、損益通算、事業専従者給与、青色申告（特別）控除があります。

資産損失については、事業所得では必要経費算入可、雑所得では所得金額を限度に算入可。

貸倒損失については、事業所得では発生した

年分の必要経費、雑所得では売上に計上した年分にさかのぼって修正できます。

損益通算については、事業所得では適用可、雑所得では適用不可です。

事業専従者給与については、事業所得では必要経費算入可、雑所得では算入不可です。

青色申告（特別）控除については、事業所得では適用可、雑所得では適用不可です。

③裁判例が示す基準

名古屋地裁昭和60.4.26判例によれば裁判所は、一定の経済的行為が「対価を得て継続的に行う事業」に該当するか否かは、「当該経済的行為の営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無のほか、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、当該経済的行為をなす資金の調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況及び当該経済的行為をなすことにより相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が存するか否か等の諸要素を総合的に検討して社会通念に照らしてこれを判断すべき」としています。

ナマの税務相談室

Q 当社は父が代表取締役、母と子供3人が役員になっている同族会社です。

このたび、父が死亡したので、当社の「役員退職慰労金規定」に基づき役員退職慰労金を支給する予定です。

「役員退職慰労金規定」には、受取人の定めはなく、相続人全員（母と子3人）で協議し、母を除く3人の子で3分の一ずつ受け取ることになりました。

受取人から母を除いた理由は、今後近いうちに発生することが予想される母の相続（二次相続）の相続税の負担を少なくするためです。

死亡保険金の場合には、契約で保険金の受取人が定められていないと、保険金の受取は法定相続分となり、母2分の1、子6分の1ずつとなります。

今回役員退職慰労金から母を外すことにより、死亡保険金のような法定相続分の受取と比べる

死亡退職手当金等の受取人

と、母の相続時の相続税の負担が減少することになるので、租税回避行為とされ、死亡保険金と同様に退職慰労金も法定相続分とされる可能性はありますか。

A 会社の役員の死亡に係る相続税法第3条第1項第2号に規定する退職手当等の支給は会社の支給規定において、その支給すべき相手方が規定されていない場合においても、その支給を具体的に決定する権限を有するのは当該会社の取締役会であり、役員に対する死亡退職手当金等は当該取締役会における議決に基づいて支給されることになるものと考えます。

なお、同号に規定する死亡退職手当金等は、本来の相続財産ではないので遺産分割の対象とすることは出来ません。

従って、その受給者を相続人間において協議により決定するということは相当ではなく、出来ないものと考えます。

ナマの税務相談室

令和4年から適用開始の 短期退職給与の分別計算

M & Aが普及する中、M&A成就後には、新たに子会社になった企業に、役員や幹部社員として出向や転籍をさせる人が必要となります。そして、一定の期間経過後に、出向元や転籍元に復帰することも普通のことになります。

復 帰に際して、出向先や転籍先での功績顕著な場合、退職金等で報いることもあります。そんな場合、出向・転籍先での役員又は使用者としての勤続期間が5年以下の場合は、課税関係が複雑になります。

現 在の退職所得課税の計算式は次の3つに分かれています。

① (収入 - 退職所得控除額)
 $\div 2 \times \text{税率} = \text{税額}$

② (収入 - 退職所得控除額)

$\times \text{税率} = \text{税額}$

③ (収入 - 退職所得控除額 - 150万円) $\times \text{税率} = \text{税額}$

上記の②は、勤続年数5年以下の短期役員退職給与(法人役員・議會議員・公務員)に対する課税方式で、2分の1計算が適用除外です。この②は、平成24年改正で措置されたものです。③は、②以外の勤続5年以下の短期退職給与で、退職所得控除後の額が300万円超の場合の課税方式です。300万円超過部分についての2分の1計算を適用除外とするとの趣旨の算式です。③は、令和3年の税制改正で制度創設され、令和4年分以後の短期退職給与について適用されます。①は、それ

ら以外の一般退職給与及び退職所得控除後の額が300万円以下の短期退職給与に対しての課税方式です。

その年中に支払われる退職給与が、①、②、③の複数ケースに該当する場合の退職所得控除額の計算方法は、それぞれ期間の重複がなく、20年以内の場合には、②では $<40\text{万円} \times \text{役員勤続年数}>$ です。①③では、 $<40\text{万円} \times \text{総勤続年数} - \text{②の額}>$ です。使用人兼務役員としての勤続期間がある場合は、役員と使用者との期間の重複があることになりますので、その重複期間についての②は、 $<20\text{万円} \times \text{重複年数}>$ となります。

お、①②③のそれぞれで計算される退職所得控除額がそれぞれの収入金額よりも少なくマイナスとなるケースがある場合には、そのマイナス額は、他のプラスとなるケースから控除します。

5日啓蟄、
21日春分。
3月は贈与税、所得税の確定申告の月、期限は15日まで。納税者も税理士も税務署も大忙しの月です。

「野に出れば人みなやさしく桃の花 素十」
弥生3月。桃の花の咲く季節です。春まだ浅く陽射しも弱いのですが、草木はどんどん育っています。いやが上にも生い茂る。これを「いやおい」と言い、「弥生」の語源になっています。



ものを怖がらなさ過ぎたり、怖がり過ぎたりするのはやさしいが、正當に怖がることはなかなか難しい。

(物理学者、文学者 寺田寅彦)

3月の税務メモ

(国 税)

- 2月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 昨年分の所得税確定申告
- 昨年分の贈与税申告
- 青色申告の承認申請(それに伴う専従者給与届等の提出)
- 昨年分の個人事業者の消費税申告
- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間(予定)申告

(地方税)

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 10日 | ○ 2月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | ○ 昨年分の個人住民税・事業税の申告(所得税確定申告者は申告不要) |
| 31日 | ○ 1月決算法人の確定申告
○ 7月決算法人の中間(予定)申告 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。